



# 佐賀県公報

平成18年  
5月29日  
(月曜日)  
第12759号

## 目次

### 規則

(◎印は、県例規集に登載するもの)

◎佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (六八・生産者支援課) 一

◎職の設置等に関する規則の一部を改正する規則 (六九・職員課) 八

### 告示

○道路の区域の変更 (三七七・道路課) 八

○道路の供用開始 (三七八・" ) 八

○道路の区域の変更 (三七九・" ) 八

## 公布された規則のあらまし

○佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則(規則第六八号)

1 構造改革特別区域法第四条の規定に基づき佐賀県イノシシわな猟特区が認定されたことに伴い、環境省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第二条第二項に規定する免許申請書のほか二様式を定めることとした。(第八条及び様式第一二号、第一四号関係)

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この規則は、公布の日から施行することとした。

○職の設置等に関する規則の一部を改正する規則(規則第六九号)

1 事務吏員及び技術吏員の職に永続事業推進員を加えることとした。(別表関係)

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

## 規則

佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年五月二十九日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第六十八号

佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(昭和五十五年佐賀県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第八条に次の三号を加える。

十二 環境省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成十五年環境省令第十三号。以下「特例省令」という。)第二条第二項に規定する免許申請書 様式第十二号

十三 前号に規定する免許に係る免許更新申請書 様式第十三号

十四 特例省令第二条第三項に規定する狩猟者登録申請書 様式第十四号

様式第九号の(表)中

生年月日	年	月	日生
住所			

を

生年月日	年	月	日生
住所			
電話番号			

に

改める。

様式第十一号の次に次の三様式を加える。

様式第12号（第8条関係）

（表）

		※狩猟免許番号				
		※試験の結果				
		視力	聴力	運動能力	知識	技能
※整理番号		適正				
狩猟免許申請書（佐賀県イノシシわな猟免許特区用） 佐賀県知事様 <p style="text-align: right;">年 月 日</p>						収入証紙
ふりがな 氏名	氏	名		④		
生年月日	年 月 日生					
住所						
電話番号						
狩猟免許を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第41条の規定により申請します。 (1) 使用しようとする猟具の種類（いずれかの□にレ印を付すこと。）						
使用しようとする猟具の種類	□ 網		□ わな			

(裏)

(2) 他の狩猟免許を受けている場合は、その狩猟免許の種類、狩猟免許を交付した都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免状の番号並びに同一登録年度において他の免許申請書又は免許更新申請書を提出していることの有無

他の 免許	都道府県知事名	交 付 年月日	年 月 日	狩猟免状 の 番 号	号	更新の 有 無
他の 免許	都道府県知事名	交 付 年月日	年 月 日	狩猟免状 の 番 号	号	更新の 有 無

(3) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律又は同法の規定に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたことの有無（有無のいずれかに○印を付し、かつ、有の場合にはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった年月日を記載すること。）

罰金以上の刑に処せられたことの有無	1 有      2 無
執行を受けることのなくなった年月日	

(4) 狩猟免許を取り消されたことの有無（有無のいずれかに○を付し、かつ、有の場合にはその年月日、狩猟免許の種類及び都道府県知事名を記載すること。）

免許を取り消されたことの有無	1 有      2 無	
年 月 日	免許の種類	免許を取り消した都道府県知事名
		知事

記載上の注意事項

- 1 文字はかい書で明りように記載すること。
- 2 ※欄には、申請者は記載しないこと。

様式第13号（第8条関係）

（表）

※整理番号		※狩猟免許番号			
		※講習の受講		受 否	
		※適性検査の結果		合 否	
狩猟免許更新申請書（佐賀県イノシワな猟免許特区用）				収入証紙	
佐賀県知事様					
年 月 日					
ふりがな 氏名	氏	名	印		
生年月日					
住所					
電話番号					
狩猟者免許の有効期間の更新を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第51条第1項の規定により申請します。					
(1) 更新を受けようとする猟具の種類（いずれかの□にレ印を付すこと。）					
更新を受けようとする 猟具の種類	<input type="checkbox"/> 網 <input type="checkbox"/> わな				

(裏)

(2) 更新を受けようとする狩猟免許を交付した都道府県知事名並びに当該狩猟免許に係る狩猟免許の番号及び交付年月日

狩猟免許を交付した都道府県知事名	狩猟免許の番号	交付年月日
知事	号	年 月 日

(3) 同一登録年度において、更新を受けようとする狩猟免許と異なる種類の狩猟免許に係る免許申請書又は免許更新申請書を提出している場合は、その狩猟免許の種類

免許の種類
-------

記載上の注意事項

- 1 文字はかい書で明りように記載すること。
- 2 ※欄には、申請者は記載しないこと。

様式第14号（第8条関係）

（表）

※整理番号		※登録番号		※狩猟免許		※損害の賠償		※放鳥獣猟区の区域の登録の有無	
狩猟者登録申請書（佐賀県イノシワな猟免許特区用） 佐賀県知事様 年 月 日									
ふりがな 氏名		氏名		名		写真          収入証紙			
生年月日		年 月 日生		名					
住所									
電話番号									
狩猟者登録を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第56条の規定により申請します。 (1) 狩猟者登録を受けようとする猟具の種類（いずれかの□にレ印を付すこと。）並びに免許を与えた都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免状の番号									
狩猟者登録を受けようとする猟具の種類	<input type="checkbox"/> 網	都道府県知事名	知事	交付年月日	年 月 日	狩猟免状の番号			
	<input type="checkbox"/> わな					(特区用狩猟免状)			
特区の名称		特区							

(裏)

## (2) 狩猟をしようとする場所

1 狩猟免許を申請した構造改革特別区域の全部

2 狩猟免許を申請した構造改革特別区域のうち放鳥獣区の区域

## (3) 免許の効力の停止の有無(有無のいずれかに○を付し、かつ、有の場合には、その停止の期間を記載すること。)

免許の効力の停止の有無	1 有	停止の期間	年	月	日から	年	月	日まで
	2 無							

## (4) 狩猟により生ずる損害の賠償についての要件に関する事項

共済事業	法人名	対象損害	損害填補額	被共済者期間
損害保険契約	保険会社名	対象損害	損害填補額	契約期間
資産保有				

## (5) 職業

--

1 専門的・技術的職業従事者

2 管理的職業従事者

3 事務従事者

4 販売従事者

5 農林業従事者

6 漁業従事者

7 採鉱・砕石作業者

8 運輸・通信従事者

9 技能工・生産工程作業者

10 単純労働者

11 保安職業従事者

12 サービス職業従事者

13 分類不能の職業

14 無職

## 記載上の注意事項

- 1 文字は、かい書で明りように記載すること。
- 2 (2)は、該当番号を○で囲むこと。
- 3 (5)は、職業を具体的に記載し、さらに職業分類の該当番号を○で囲むこと。
- 4 ※印欄には、申請者は記載しないこと。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年五月二十九日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第六十九号

職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職の設置等に関する規則（昭和三十一年佐賀県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表の事務吏員の項及び技術吏員の項中「誘致企業永続支援員」の下に「永続事業推進員」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○ 告 示

◎佐賀県告示第三百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年五月二十九日から平成十八年六月二十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年五月二十九日

佐賀県知事 古川 康

道路の区域

道路の種類及び路線名	区間	変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
県道 相知山内線	武雄市武内町大字真手野字下畑野二二九一八番地先から武雄市武内町大字梅野字畠野乙一五一〇五番地先まで	後	一七・〇 八・一	二二三・六
	武雄市武内町大字真手野字下畑野二二九一八番地先から武雄市武内町大字梅野字畠野乙一五一〇五番地先まで	前	一三・二 八・五	二二三・五

◎佐賀県告示第三百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年五月二十九日から平成十八年六月二十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年五月二十九日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 相知山内線	武雄市武内町大字真手野字下畑野二二九一八番地先から武雄市武内町大字梅野字畠野乙一五一〇五番地先まで	平成一八・五・二九

◎佐賀県告示第三百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年五月二十九日から平成十八年六月二



十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年五月二十九日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道 路		の	区 域	
	区	間		幅員	延長
県道 江北芦刈線	小城市芦刈町道免字黒木籠六八 二番七地先から 小城市芦刈町下古賀字新村四四 ○番一地先まで		変更前 後の別	幅員	延長
	前	後	メートル	メートル	

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年五月二十九日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社古川総合印刷